釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、釧路市暴力団排除条例(平成24年条例第33号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、小規模修繕事業及び物品購入等(以下「建設工事等」という。)の契約から暴力団員及び暴力団関係事業者を排除する措置(以下「排除措置」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に関する契約
 - (2) 建設コンサルタント業務 調査、設計、測量、コンサルタント業務等 の委託に関する契約
 - (3) 小規模修繕事業 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その設計価格が50万円未満のものをいう
 - (4) 物品購入等 次のアからウまでに掲げるものをいう。
 - ア 製造の請負、役務の提供又は業務の委託に関する契約
 - イ 財産の買入れ又は売払いに関する契約
 - ウ 物件の貸付け又は借入れに関する契約
 - (5) 発注者 市長又はその委任を受けて建設工事等を発注し、及び当該建 設工事等に関する契約を締結する者をいう。
 - (6) 役員等 法人にあっては役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
 - (7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年

法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力 団をいう。

- (8) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (9) 暴力団関係事業者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 役員等が暴力団員である事業者又は暴力団員がその経営に実質的に 関与している事業者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用している事業者
 - ウ 役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しく は関与している事業者
 - エ 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事 業者
 - オ 役員等が、下請負契約、資材及び原材料の購入契約その他の契約に 当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結した事業者
 - カ 役員等が、特別の事情もなく、暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)から不当介入を受けたときに行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出を怠った事業者
- (10)排除対象者 排除措置の対象とする者で、前2号のいずれかに該当する者をいう。
- (11)入札参加資格 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格をいう。
- (12)有資格者 入札参加資格の認定を受けた者をいう。
- (13)下請負人等 下請負人(下請が数次に渡るときは、すべての下請負人を含む。)、再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び資材、原材料の購入契約その他の当該契約に関連するすべての契約の相手方をいう。

- (14) 不当介入 事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求、契約の適正な履行を妨げる行為をいう。 (排除対象者の通知)
- 第3条 市長は、有資格者が排除対象者であることが判明したときは、その 旨を、庁内各部に対し速やかに通知するものとする。

(誓約書の徴収等)

- 第4条 市長は、釧路市契約規則(平成17年釧路市規則第83号)第3条 第1項(第16条1項において準用する場合を含む。)の規定による入札 参加資格の審査を行う場合においては、入札参加資格の認定を受けようと する者(以下「申請者」という。)に対し、当該者が排除対象者ではない 旨を表明した誓約書(以下「誓約書」という。)の提出を求めるものとす る。
- 2 市長は、申請者が前項に規定する誓約書を提出しないときは、当該者の 入札参加資格を認めないものとする。

(指名競争入札における指名停止及び一般競争入札における参加の制限)

- 第5条 市長は、有資格者が排除対象者であることが判明したときは、釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱(以下「指名停止要綱」という。)第2条第1項又は第3条各項の規定に基づき、速やかに指名競争入札における指名停止を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指名停止をしたときは、指名停止要綱第7条 の規定に基づき、当該者を一般競争入札に参加させないものとする。

(一般競争入札における入札後の排除)

第6条 発注者は、一般競争入札に参加させた者が、入札後から契約締結前までの間に排除対象者であることが判明したときは、入札後から落札を決定する前までの間に判明した場合にあっては当該入札を無効とし、落札の決定後から仮契約又は契約を締結する前までの間に判明した場合にあっては当該落札の決定を取り消し、仮契約を締結した後に判明した場合にあっては当該仮契約を解除するものとする。

(指名競争入札における指名後の排除)

- 第7条 発注者は、指名競争入札において指名を受けた者が、入札前に排除 対象者であることが判明したときは、当該指名を取り消すものとする。
- 2 前条第1項の規定は、指名競争入札に参加させた者が入札後から契約締結前までの間に排除対象者であることが判明した場合について準用する。 (契約解除)
- 第8条 発注者は、建設工事等の契約を締結した相手方が排除対象者である ことが判明したときは、当該契約を解除するものとする。ただし、特別な 事由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

(随意契約からの排除)

第9条 発注者は、当該建設工事等の契約に係る随意契約を行うに当たり、 排除対象者を契約の相手方(見積徴取を含む。)としないものとする。た だし、当該契約の目的及び内容から、当該者を契約の相手方とする特別な 事由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

(小規模修繕事業契約からの排除)

第10条 発注者は、小規模修繕事業の契約を行うに当たり、排除対象者を 契約の相手方(見積徴取を含む。)としないものとする。ただし、当該契 約の目的及び内容から、当該者を契約の相手方とする特別な事由があると 発注者が認めた場合は、この限りでない。

(下請負人等からの排除)

- 第11条 発注者は、排除対象者を発注者が締結する契約に係る下請負人等 とすることを認めてはならない。
- 2 発注者は、排除対象者を下請負人等としていた場合は、契約の相手方に対し、当該契約の解除を求めるものとする。
- 3 発注者は、契約の相手方が前項に規定する当該下請負人等との契約を解除せず、又は契約を解除させるための措置を講じないときは、当該建設工事等の契約を解除するものとする。

(勧告等)

第12条 市長は、指名停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨 に照らし必要があると認めるときは、有資格者並びに随意契約及び小規模 修繕事業契約の相手方(以下「有資格者等」という。)に対し、必要な措 置を講ずるよう勧告又は注意喚起をすることができる。

(不当介入に対する措置)

- 第13条 発注者は、契約の相手方が契約の履行に当たって、暴力団等から 不当介入を受けたときは、発注者への報告を求めるとともに、警察への届 出を指導するものとする。
- 2 発注者は、契約の相手方の下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた ときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手 方に指導を求めるものとする。
- 3 発注者は、契約の相手方又はその下請負人等が前2項の不当介入を受け、 発注者への報告及び警察への届出が適切に行われたと認められる場合にあって、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応 じて工期及び納期の延長等の措置を講ずるものとする。

(排除措置の解除)

- 第14条 市長は、排除対象者が次の各号のすべてに該当する場合は、排除 措置を解除することができる。
 - (1) 排除対象者の要件に、該当しなくなったこと。
 - (2) 排除対象者から解除の申出があること。
 - (3) 指名停止要綱に定める指名停止期間を経過していること。
- 2 市長は、前項の場合において、当該排除対象者に対して、第2条第8号及び第9号に該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

(共同企業体への準用)

第15条 第5条から前条までの規定は、排除対象者を構成員とする共同企業体について準用する。

(関係機関等との連携)

第16条 市長は、本要綱の運用に当たっては、有資格者等、釧路方面釧路 警察署その他関係する機関との緊密な連携を図るものとする。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。